

千葉県マンション長期修繕計画作成支援事業補助金交付要領

1 目的及び通則

この要領は、千葉県マンション長期修繕計画作成支援事業補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とし、事業に係る補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び千葉県補助金等交付規則（昭和60年規則第8号）のほか、この要領の定めるところによる。

2 事前協議書の提出

- （1）マンション管理組合は、千葉県マンション長期修繕計画作成支援事業の適用を受けようとするときはあらかじめ事前協議書（様式第1号）を市長に提出し、事前協議を行わなければならない。
- （2）事前協議書には、事業計画書（様式第1号の2）を添付しなければならない。
- （3）市長が特に必要と認める場合は、（2）に規定する図書のほか、参考となる図書の添付を求めることができる。
- （4）市長は、事前協議書の提出があった場合、事前協議書の内容を審査の上、補助活動としての適用を決定し、事前協議完了通知書（様式第2号）をマンション管理組合に通知するものとする。

3 補助金交付の申請

- （1）マンション管理組合は、事前協議完了通知書受領後、当該年度にかかる部分について補助金交付申請書（様式第3号）を作成し、市長に提出することができる。
- （2）市長は、（1）の規定による申請の対象者（以下「対象者」という）について、次のいずれかの方法で申請を受付けるものとする。
 - ア 受付開始日から先着順で申請を受付ける。
 - イ 受付期間を定め、申請を受付ける。ただし、対象者が受付期間内に募集件数を超えたときは、申請者を公開抽選により決定する。また、対象者が受付期間内で募集件数に達しない場合、新たに受付期間を定め、先着順で申請を受付ける。

4 補助金交付の決定

- （1）市長は補助金交付申請書を受理した場合は、当該申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）によりマンション管理組合に通知するものとする。また、適当と認められない場合は、補助金不交付決定通知書（様式第13号）によりマンション管理組合に通知するものとする。

(2) 市長は補助金の交付を決定する際には、必要な条件を付することができる。

5 補助金の経理

マンション管理組合は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿等を作成し、補助事業の完了後10年間保管しなければならない。

6 補助事業内容の変更

マンション管理組合は、補助事業の内容を変更しようとするときは、次によらなければならない。

(1) 補助金の額に変更を生じない場合の変更

マンション管理組合は、次に掲げる変更が生じ、それによる補助事業の内容に変更が生じるときは事業内容の変更を市長と協議し、変更届出書（様式第5号）により、届け出なければならない。また、変更届出書には、変更事業計画書（様式第5号の2）を添付しなければならない。

ア 補助の対象となる長期修繕計画の作成又は見直しの変更

イ 補助事業期間の大幅な変更

ウ その他申請内容の大幅な変更

(2) 補助金の額に変更を生じる場合の変更

マンション管理組合は、補助金変更交付申請書（様式第6号）により、市長に変更交付申請しなければならない。市長は補助金変更交付申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し補助金変更交付決定通知書（様式第7号）によりマンション管理組合に通知するものとする。

7 補助事業の中止

マンション管理組合は、補助事業を中止しようとするときは、速やかに変更（中止）届出書（様式第5号）を提出しなければならない。

8 補助事業の遂行

マンション管理組合は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく市長の処分に従って補助事業を行わなければならない。

9 完了実績報告

マンション管理組合は、補助事業が完了したときは（中止の届出をしたときを含む）、速やかに完了実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

10 補助金の額の決定

市長は、９に掲げる完了実績報告書を受理した場合は、報告書の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第９号）によりマンション管理組合に通知するものとする。

１１ 補助金の交付請求

マンション管理組合は、１０に掲げる通知を受理した場合は、速やかに補助金請求書（様式第１０号）により補助金の交付を市長に請求しなければならない。

１２ 是正のための措置

- （１）市長は、９の規定による完了実績報告書を受理した場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を講じるようマンション管理組合に命じることができる。
- （２）市長は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に関して、必要があれば適宜調査し、マンション管理組合に報告を求めることができる。この場合において、これらに反すると認めた場合は、是正のための措置を講じるようマンション管理組合に命じることができる。

１３ 交付決定の取消し

市長は、マンション管理組合が補助金を他の用途へ流用するなど、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して重大な違反をし、かつ、是正のための命令に応じないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、補助金交付決定取消通知書（様式第１１号）によりマンション管理組合に通知するものとする。

１４ 補助金の返還

- （１）市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書（様式第１２号）により期限を定めてその返還を命じることができる。
- （２）市長は、（１）の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国へ補助金を返還するための措置を講じなければならない。

１５ その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、建築部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和５年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別記

書類様式

- 事前協議書（様式第 1 号）
- 事業計画書（様式第 1 号の 2）
- 事前協議完了通知書（様式第 2 号）
- 補助金交付申請書（様式第 3 号）
- 補助金交付決定通知書（様式第 4 号）
- 変更（中止）届出書（様式第 5 号）
- 変更事業計画書（様式第 5 号の 2）
- 補助金変更交付申請書（様式第 6 号）
- 補助金変更交付決定通知書（様式第 7 号）
- 完了実績報告書（様式第 8 号）
- 補助金額確定通知書（様式第 9 号）
- 補助金請求書（様式第 1 0 号）
- 補助金交付決定取消通知書（様式第 1 1 号）
- 補助金返還命令書（様式第 1 2 号）
- 補助金不交付決定通知書（様式第 1 3 号）

様式第 1 号

事前協議書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 〒 -
千葉市 区

管理組合名

代表者氏名

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業補助金の交付を受けたいので、下記マンションの補助金の交付申請について協議願います。

記

1 マンションの名称

2 マンションの所在地 千葉市 区

3 補助事業の内容 事業計画書のとおり

4 補助事業の着手期間（契約期間） 自 年 月 日

至 年 月 日

添付書類

事業計画書（様式第 1 号の 2）

検査済証の写し等

規約（マンション管理規約）

長期修繕計画（既存のものがある場合）

業務委託の詳細がわかる書類（見積書等）※書類が無い場合は提出省略可

事業計画書

1 マンションの概要

マンションの名称	
マンションの所在地	千葉市区
管理組合名	
代表者氏名	
建物の概要	住戸数戸（区分所有者の数人） 敷地面積㎡ 延べ面積㎡（住居部分面積㎡） 構造造階建て 竣工年月日年月日
補助事業の着手（契約）期間	年 月 日から 年 月 日
決議等を行う時期（予定）（要綱第4条（5）関連）	年 月 日
長期修繕計画の有無	有 ・ 無
（有の場合）既存の長期修繕計画が該当する方に☑	☐ 計画期間が30年未満、または残存期間内に行う大規模修繕工事が1回以下であること。 ☐ 修繕積立金の額について、別紙に示されている判定式に適合していること。 ※「別紙 判定式の適合について」を添付するこ

2 長期修繕計画作成にかかる業務委託の詳細

項目	具体的な作業内容（該当する項目に☑）
修繕計画の検討	☐ 計画期間の設定 ☐ 推定修繕工事項目の設定 ☐ 修繕周期の設定 ☐ 推定修繕工事費の算定
収支計画の検討	☐ 修繕積立金の額の設定

様式第 2 号

事前協議完了通知書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)
千都住政第 号
年 月 日

管理組合名

代表者氏名 様

千葉市長

記

1	マンションの名称	
2	マンションの所在地	千葉市 区
3	補助事業の内容	事業計画書のとおり
4	補助事業の着手期間（契約期間）	自 年 月 日 至 年 月 日

補助金交付申請書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 〒 -
千葉市 区

管理組合名

代表者氏名

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業補助金の交付を受けたいので、千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業要綱第 5 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

1	マンションの名称	
2	マンションの所在地	千葉市 区
3	補助活動の内容	事前協議完了通知書（千都住政第 号）のとおり
4	補助事業の完了予定期日	年 月 日
5	交付申請額	円

添付書類

集会の議事録等

補助金交付決定通知書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

千葉市指令都住政第 号
年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業補助金について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業要綱第 6 条第 3 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 マンションの名称	
2 マンションの所在地	千葉市 区
3 補助事業の内容	事前協議完了通知書（千都住政第 号）のとおり
4 補助金の交付決定額	円

5 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長へ申し出ること。
- (2) 当該年度の補助事業終了後速やかに、完了実績報告書（様式第 8 号）に関係書類を添えて、市長に報告すること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 千葉市補助金等交付規則、千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業要綱を遵守すること。

※ 添付書類を含み補助金交付申請書（様式第 3 号）は情報公開の対象となります。

※ 補助金は、完了実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、申請者からの請求により交付します。

変更(中止)届出書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 千 葉 市 区

管理組合名

代表者氏名

連 絡 先

電 話 番 号 - -

電子メール ア ド レ ス @

年 月 日付け千葉市指令都住政第 号で交付決定のあった事業内容を下記事由により変更(中止)したいので届出します。

記

1 変更(中止)の理由

2 変更(中止)になった補助事業の内容 変更事業計画書のとおり

3 補助事業の完了予定期日 年 月 日

添付書類

変更事業計画書(様式第5号の2)

中止の場合 完了実績報告書(様式第8号)

変更事業計画書

1 マンションの概要

マンションの名称	
マンションの所在地	千葉市区
管理組合名	
代表者氏名	
建物の概要	住戸数戸（区分所有者の数人） 敷地面積㎡ 延べ面積㎡（住居部分面積㎡） 構造造階建て 竣工年月日年月日
補助事業の着手（契約）期間	年 月 日から 年 月 日
決議等を行う時期 （予定） （要綱第4条（5）関連）	年 月 日
長期修繕計画の有無	有 ・ 無
（有の場合） 既存の長期修繕計画が 該当する方に☑	☐ 計画期間が30年未満、または残存期間内に行う大規模修繕工事が1回以下であること。 ☐ 修繕積立金の額について、別紙に示されている判定式に適合していること。 ※「別紙 判定式の適合について」を添付すること。

2 長期修繕計画作成にかかる業務委託の詳細

項目	具体的な作業内容（該当する項目に☑）
修繕計画の検討	☐ 計画期間の設定 ☐ 推定修繕工事項目の設定 ☐ 修繕周期の設定 ☐ 推定修繕工事費の算定
収支計画の検討	☐ 修繕積立金の額の設定

補助金変更交付申請書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 千葉市 区

管理組合名

代表者氏名

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉市指令都住政第 号で交付決定のあった補助事業内容を下記事由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(中止)の理由

3 補助事業の完了予定期日 年 月 日

4 交付申請額 円

添付書類

交付決定通知書(様式第4号)の写し

変更事業計画書(様式第5号の2)

様式第 7 号

補助金変更交付決定通知書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

千葉市指令都住政第 号

年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった千葉市マンション長期修繕計画支援事業補助金変更交付申請について、次のとおり交付することを決定したので、千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業要綱第 6 条第 3 項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 マンションの名称
- 2 マンションの所在地
- 3 補助金の交付決定額
- 4 交付の条件
- （1）補助事業の内容を変更又は事業を中止する場合には、あらかじめ市長へ申し出る
こと。
- （2）当該年度の補助事業終了後速やかに、完了実績報告書（様式第 8 号）に関係書類
関係書類を添えて、市長に報告すること。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、
速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- （4）千葉市補助金等交付規則、千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業要綱を
遵守すること。
- ※ 添付書類を含み補助金変更交付申請書（様式第 6 号）は情報公開の対象となります。
- ※ 補助金は、完了実績報告に基づいて補助金の額を確定した後、申請者からの請求に
より交付します。

完了実績報告書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

(申請者)

住 所 〒 千葉市 区

管理組合名

代表者氏名

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

年 月 日付千葉市指令都政第 号で補助金の交付決定の通知を受けた補助事業について、千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業要綱第 7 条第 1 項の規定により関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1	マンションの名称	
2	マンションの所在地	千葉市 区
3	補助金の交付決定額 及び精算額	補助金の交付決定額 円
		補助金の精算額 円
4	補助事業の実施期間	自 年 月 日
		至 年 月 日
5	補助事業の成果	別添「事業報告書」のとおり。

添付書類

長期修繕計画の成果品

補助事業に係る費用を支払ったことを証する書類の写し

様式第 9 号

補助金額確定通知書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

千葉市達都住政第 号

年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付け千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業完了実績報告書及び
提出された書類を審査した結果、補助事業費に対する補助金の額を次のとおり確定したので、
千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

金 円

様式第 1 0 号

補助金請求書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

年 月 日

(請求先) 千葉市長

(申請者)

住 所 千葉市 区

管理組合名

代表者氏名

連絡先

電話番号 - -

電子メールアドレス @

補助金額の確定通知を受けた千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

管理組合	マンションの名称		
	所在地	千葉市 区	
補助金額の確定通知番号		年 月 日	千葉市達都住政第 号
マンション長期修繕計画作成支援事業補助金請求額		金 円	
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店	
	預金種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	口座名義人	フリガナ	

添付書類

補助金額確定通知書（様式第 9 号）の写し

様式第 1 1 号

補助金交付決定取消通知書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

千葉市達都住政第 号
年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付千葉市指令都住政第 号により通知した千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第 1 7 条第 3 項において準用する第 6 条及び千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 取消しの理由

2 マンションの名称

3 マンションの所在地

千葉市 区

4 補助事業内容

5 補助金の交付決定額

円

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 2 号

補助金返還命令書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

千葉市達都住政第 号

年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業の補助金として交付した金額について千葉市補助金等交付規則第18条の規定により下記のとおり返還を命ずる。

記

返 還 金 額	
返 還 期 限	
返 還 理 由	
返 還 方 法	

審査請求等について

- この決定についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第 1 3 号

補助金不交付決定通知書

(千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業)

千葉市指令都住政第 号
年 月 日

(管理組合名)

(代表者氏名) 様

千葉市長 印

年 月 日付けで申請のあった千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、千葉市マンション長期修繕計画作成支援事業要綱第 6 条第 3 項に基づき下記のとおり通知します。

記

1 理由

2 マンションの名称

3 マンションの所在地 千葉市 区

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。